



地方独立行政法人静岡県立病院機構一般競争入札について[公告]

~ともにつくる 信頼と安心の医療~

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程（平成21年4月1日規程第37号）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年12月4日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 坂本喜三郎

1 入札執行者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 坂本 喜三郎

2 担当部署

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部経営管理課情報システム整備室

電話番号 054-247-6135

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

本事管第265号

(2) 件名

静岡県立病院機構ランサムウェア対策用ソフトウェア導入運用管理委託

(3) 設置場所

静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立病院機構

(4) 納入期限

令和8年3月31日

(5) 実施内容

仕様書のとおり

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。) 第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格(以下「県参加資格」という)において、「システム運用・管理業務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 医療機関へ本契約と同等規模のソフトウェア納入業務を受託した実績を有する者であ

ること。

(6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和7年12月10日（水）まで

(2) 配布場所・配布方法

静岡県立病院機構ホームページ上に掲示する。

6 入札参加資格確認申請書（申込書）及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す方法により、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次に示すとおりに直接持参すること。

(1) 提出期間

公告日から令和7年12月10日（水）（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

上記2のとおり

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年12月17日（水）午前11時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号

静岡県立総合病院循環器病センター6階 臨床教育講義室

(3) 入札書の提出期限

入札執行日時。郵送及び電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定については、仕様書に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 照会窓口は、上記2とする。
- (3) 詳細は入札説明書による。